

## VI 航空保安基準（KS/R A）対応について

2014年8月27日

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



# 1. 航空貨物保安制度改正への対応

航空貨物保安制度の改正に伴うNACCSの対応要否について検討する。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	航空貨物保安制度の改正（新KS/RA）に伴うNACCS対応の要否について	
2. 現 状	新KS（Known Shipper）/RA（Regulated Agents）はH24.12.1から米国向け旅客便を対象に、H26.4.1からは全ての国際旅客便を対象に適用されている。当該制度改正に対して、現行NACCSでは特段の対応を行っていない。	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	H24.11.21開催の第5回航空合同WGにおいて、「新制度へ対応するためNACCSの活用が考えられる。」旨の提案がなされたものである。	
4. 次期仕様	関係者からのニーズを確認した上で、最終的にシステム化を行うか否かWGにおいて検討を行う。 なお、基本仕様書では、CDB（輸出貨物情報登録）業務等における項目の見直しについて行うことを提案している。	
5. その他		

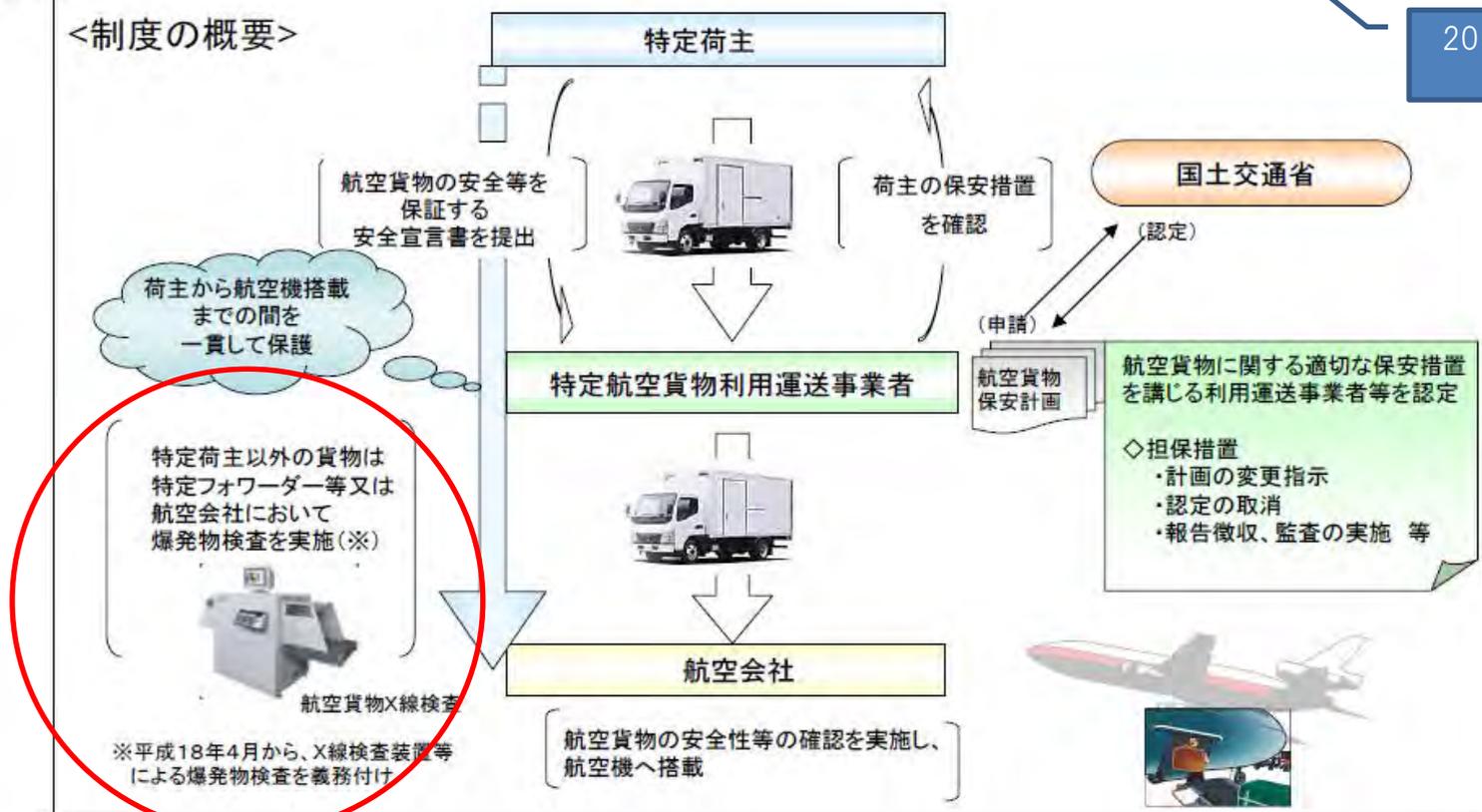
## 2. IKS/RA制度の概要

### Known Shipper / Regulated Agent 制度について(概要)

『Known Shipper / Regulated Agent 制度』平成17年10月1日から開始

- 航空機に搭載する航空貨物については、ICAO国際標準等に基づき、セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化を図るため、荷主から航空機搭載まで一貫して航空貨物を保護する制度
- 適切な保安措置が実施できるフォワーダーを国交省が「特定航空貨物利用運送事業者等」として認定
- 認定事業者は国交省のホームページで公表 ([http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000010.html))

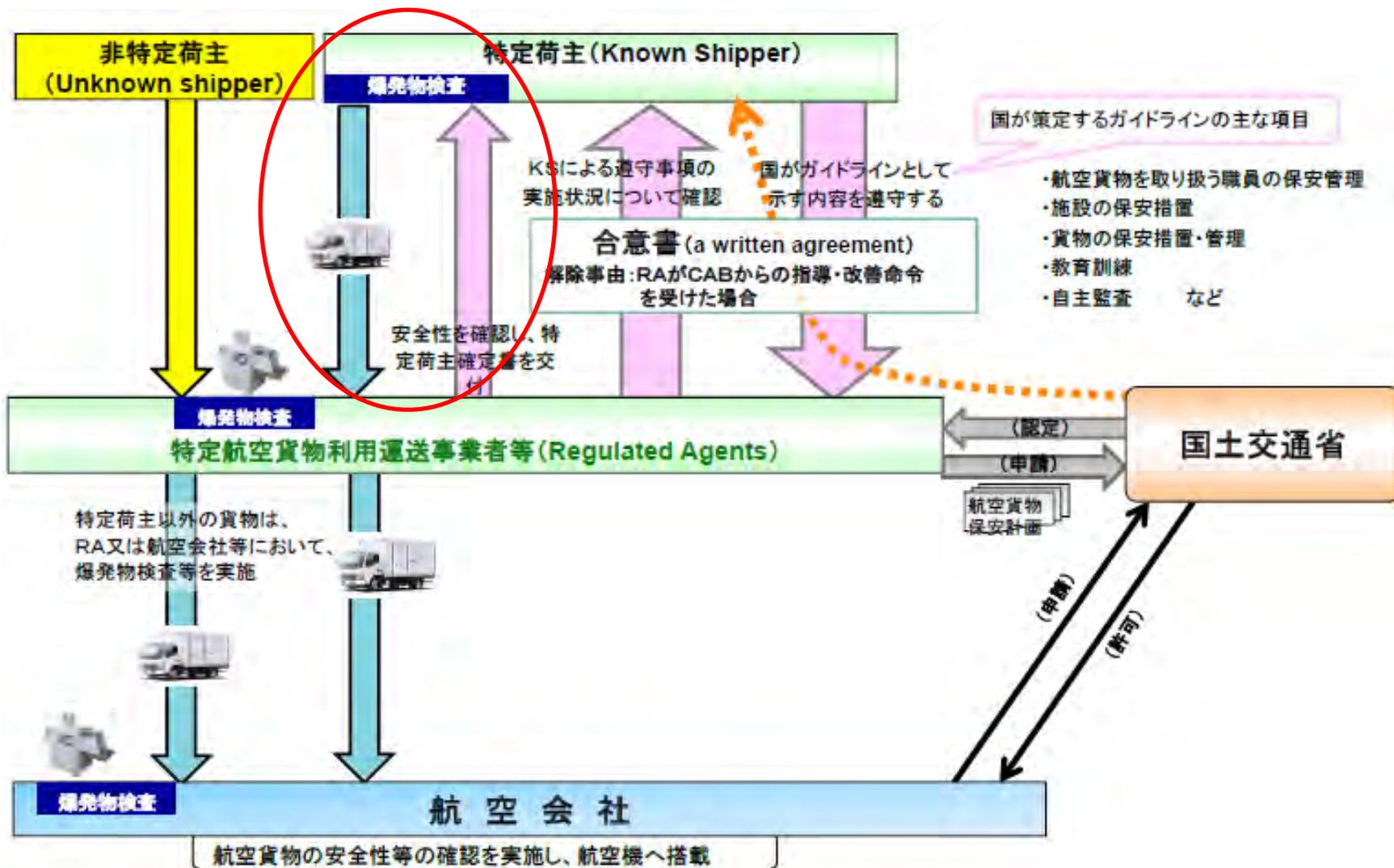
<制度の概要>



2014.5.1現在  
198社

### 3. 新KS/RA制度

2012年12月1日から米国向け旅客便に対して、下図の新制度が導入されている。また、同制度は本年4月1日から、米国向け以外の旅客便に対しても適用されている。



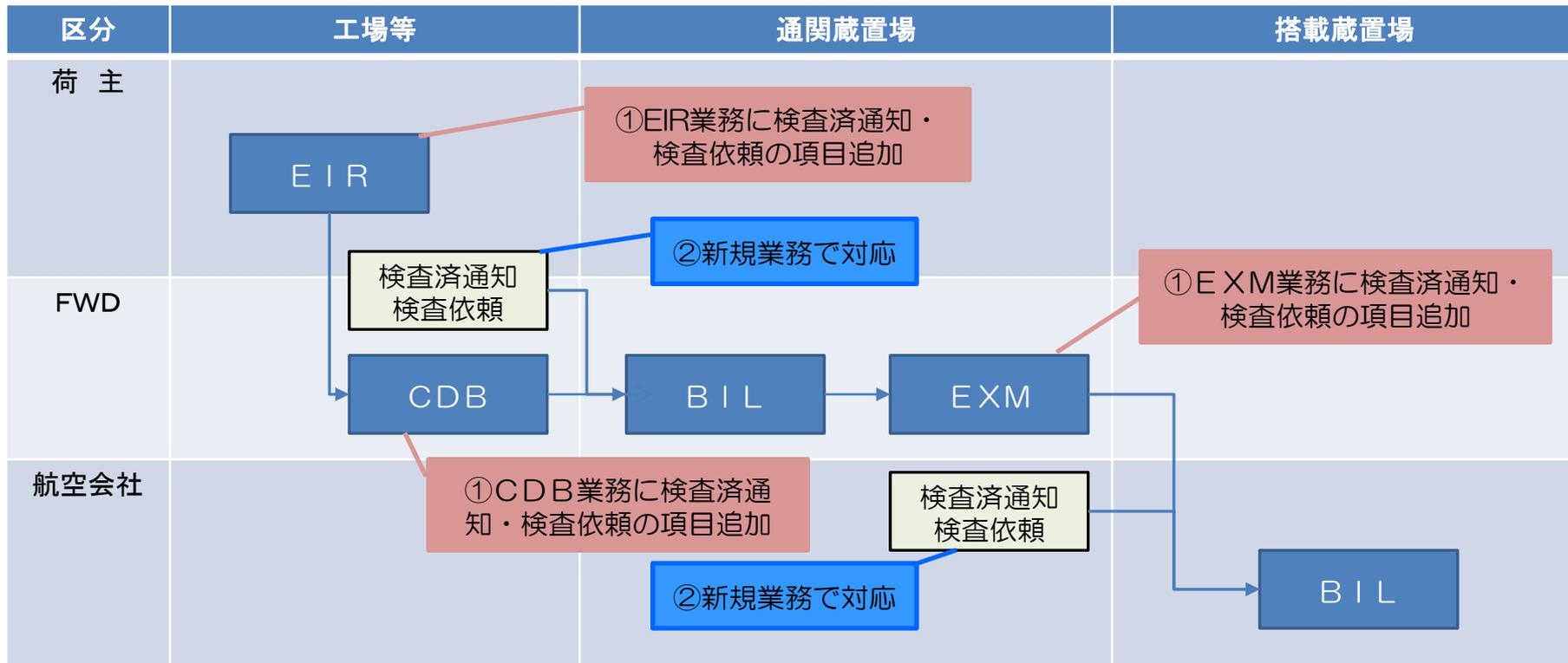
## 4. 本制度において関係者に求められる対応

新KS/RA制度は、2014年4月から全ての国際旅客便において適用されており、関係者は下記の対応を取ることが求められている。

区分	対 応
原則	国際旅客便に搭載される航空貨物は、すべて保安検査（爆発物検査）を実施しなければ搭載できない。
KS	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定荷主の認定を受けるための手続き</li><li>・ 安全を確認した旨、または爆発物検査を実施済である旨のRAへの通知</li><li>・ 爆発物検査をRAまたはALに依頼するための依頼書の発行</li><li>・ 自ら行う爆発物検査の実施</li></ul>
RA	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定荷主の認定を確認するための手続き</li><li>・ RA認定のための手続き</li><li>・ 安全を確認した旨、または爆発物検査を実施済である旨の確認とALへの通知</li><li>・ 爆発物検査をALに依頼するための依頼書の発行</li><li>・ 爆発物検査依頼に基づく爆発物検査の実施</li></ul>
AL	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全を確認した旨、または爆発物検査を実施済である旨の確認</li><li>・ 爆発物検査依頼に基づく爆発物検査の実施</li></ul>

# 5. NACCSにおける対応

新制度導入に伴い、NACCSにおいて「爆発物検査済みか否か」等の情報を関係者間で共有する仕組みを提供するため、①既存業務への項目追加、或いは②新規業務の開発等の対応を図ることが考えられる。



**【検討課題】**  
 既に新制度は本年4月から導入され、関係者間では新制度に沿った運用が行われている。このため、現在の運用状況をWGにおいて確認し、NACCSにおいて何らかの対応が必要か否か改めて判断する必要がある。